

議第227号

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

京都市長 松井孝治

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「役員を除く。」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人京都市立病院機構に勤務する役員が引き続いで本市職員となる場合における退職手当の算定の基礎となる在職期間の取扱いを変更する等の必要があるので提案する。